

第4次計画策定の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けて改正された社会福祉法を踏まえ、包括的な支援体制整備、権利擁護の推進や地域福祉を担う多様な人づくりの推進を図る。
- 第4次計画では、多様な地域福祉課題に対応するため、包括的な支援体制整備を進め、孤立の防止や制度の狭間を埋めるなど地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下におけるエッセンシャルワーカー（保育や介護サービスの提供など生活の維持に欠かせない活動を行う人々）による地域福祉活動を支援する。

計画の位置付け・基本理念・計画期間

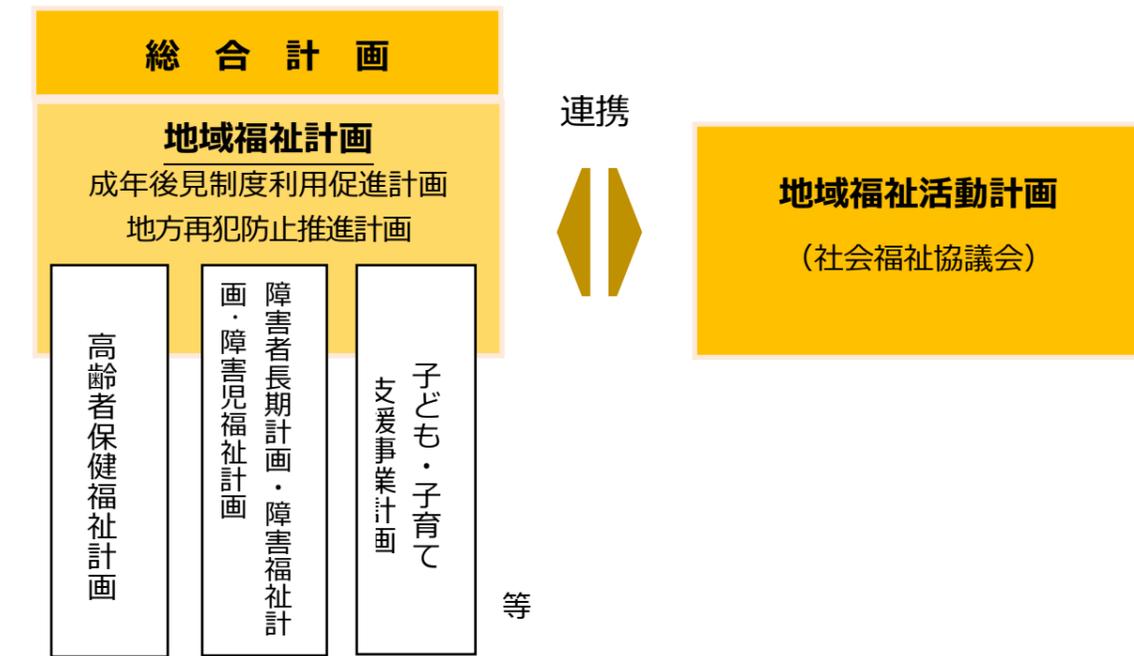
- 位置付け：
 - ①社会福祉法第107条の規定による市町村地域福祉計画
各福祉分野が共通して取り組むべき事項等を記載し、制度の狭間を埋める地域福祉のセーフティネットの拡充等について定める
 - ②成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定による成年後見制度利用促進計画
 - ③再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定による地方再犯防止推進計画
- 基本理念：『地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実』
- 計画期間：令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）まで（5年間）

地域福祉を推進する重点取組

施策の方向性	重点取組
1 地域福祉のセーフティネットの拡充	① セーフティネットの拡充 ▶ 包括的な相談体制の充実 ▶ 関係機関等の連携協働促進 ② 生活困窮者への支援やひきこもり対策等の充実 ▶ 生活困窮者への支援 ▶ ひきこもり支援の充実 ▶ 子どもの貧困対策 ▶ 就労支援 ③ 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実 ▶ 避難行動支援体制の充実 ▶ 災害時の連携強化（福祉避難所）
2 権利擁護の推進	① 虐待やDV防止等に向けた取組の推進 ▶ 虐待、DVの理解促進 ▶ 相談機能の充実・連携 ▶ 子どものいじめ防止対応の推進 ② 成年後見制度の利用促進 ▶ 成年後見制度の利用促進 ※1
3 地域福祉を担う多様な人づくり	① 地域づくりにつながる人づくり ▶ 人材発掘、機会創出 ▶ 更生保護団体への支援 ※2 ② 教育・保育人材の確保 ▶ 教育・保育人材の就業支援、定着支援
4 生活と福祉を支える基盤強化	① 社会福祉協議会に対する活動支援 ② 健康と生きがいを高める福祉のまちづくり ▶ 健康づくりの推進 ▶ 介護予防事業の充実 ▶ 生涯学習の推進 ▶ 交通等による移動手段の確保 ③ 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適切な指導及び監査

※1 成年後見制度利用促進計画 ※2 地方再犯防止推進計画

地域福祉計画と他計画の関係（イメージ）



《寝屋川市が目指す地域福祉のセーフティネット（イメージ）》

